

学校のいじめ防止等の基本方針

札幌市立平和小学校

いじめとは	いじめ防止対策推進法第二条で、いじめについて次のように定義している。 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
いじめ対応	○いじめの早期発見につながるよう児童一人一人に対する理解を深める。 ○子ども同士の問題があったり、その徴候を見取ったりした場合は、直ちに校長、教頭、担任外教諭、学年担当教諭、養護教諭、その他関係職員に報告し、事案の内容に応じて、関係児童及び保護者への対応を含めて学びの支援・いじめ防止対策委員会を開催し、討議する。 ○スクールカウンセラー、巡回相談員、民生児童委員協議会関係者とは、年間を通じて児童の状況を共有し、事案に対する即応に備える。

未然防止

○「いのちの学習」で意識を高める

- ・いのちの大切さを見つめ直す月間（9月）を設定し、学習として位置付ける。
- ・道徳の授業を通して、生命の大切さ、お互いの個性を理解する場を設定する。
- ・学級や学年などでのよりよい人との接し方を考えるようになるための教員の研修を行う。

○友達とのつながりを大切にした授業の推進

- ・少人数グループや学級全体で意見を交流する場を通して、友達のよさを感じることができるようにする

○児童会による活動

- ・「代表委員会」と連携しいじめ根絶、命の大切さをテーマにした活動を推進する。

○異学年交流を生かす

- ・異学年グループでの遠足、遊びを充実させる。

○情報モラル教育

- ・ネットモラルの学習を道徳の授業で位置付け、全学年で取り組む。

早期発見

○アンケートでの実態把握

- ・学校評価児童アンケート（記名式）を年に2回、実施する。（5月・1月）
- ・教育委員会による「悩みいじめ調査」を実施する。
- ・実施後は、全校児童の調査結果をまとめ、全職員で情報の共有を図る。

○日常的な児童理解

- ・担任が一人一人の児童のよさや困りを捉え、声をかけることを大切にする。
- ・いろいろな場で、子どもを見守り、得た情報を全職員で共有する。
- ・日記、家庭学習などに書かれたコメントから児童の困りを早期発見する。

○保護者との連携の重視

- ・連絡無く欠席した児童の家庭には、朝のうちに必ず連絡を入れる。
- ・連絡を受けている欠席児童には担任から電話をする。
- ・保護者との個人懇談だけではなく、日常的に気になることは家庭に知らせる。場合によっては、保護者と面談をする。

いじめへの対応

○正確な事実確認

- ・周囲の子どもを含め、関係の子どもから速やかに聞き取り、事実確認を的確に行う。
- ・いじめの相談があった場合、保護者に把握した事実と対応をその日のうちに連絡する。

○組織で対応、指導方針の決定

- ・いじめ防止対策委員会を招集し、指導、支援方針を決定する。
- ・全職員でいじめの事実の共通理解を図る。
- ・事実、指導の記録化を図る。
- ・教育委員会、関係機関との連携を図る。
- ・状況に応じて警察署へ相談・通報し、連携して対応する。

○被害児童への支援

- ・休み時間等の見守りを実施し、安全を確保する。
- ・子どもの心に寄り添い、心のケアに務める。（SCとの連携）
- ・学級、学年への全体指導を本人及び保護者の了解のもと行い、よりよい集団づくりを推進する。

○加害児童への指導と助言

- ・いじめは人格を傷つける行為であることを理解させるとともに、いじめに向かわない心を育む。
- ・いじめという行為に至る経過、心情を把握し、その児童がもつ本来の優しい気持ちをひき出し、被害者児童の気持ちを想像できるようにする。そのことにより、加害者児童本人が自ら自分の行為について振り返り、いじめの行為を行わないよう促す。
- ・いじめ行為はその場で指導する。

対応の振り返り、再発防止

- ・学校評価児童アンケート（記名式）を年に2回、実施する。（5月・1月）
- ・教育委員会による「悩みいじめ調査」を実施する。
- ・実施後は、全校児童の調査結果をまとめ、全職員で情報の共有を図る